

2024年11月18日

最高裁判所御中

マイナンバー違憲差止訴訟東京上告・上告受理申立人 原田富弘

最高裁判所への要請

(1) マイナンバー制度をつくるにあたりまとめられた「社会保障・税番号大綱」では、制度により実現すべき社会として

- ① より公平・公正な社会
- ② 社会保障がきめ細やか かつ的確に行われる社会
- ③ 行政に過誤や無駄のない社会
- ④ 国民にとって利便性の高い社会

とともに

⑤ 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会が掲げられ、マイナンバー制度を歓迎する世論が広がりました。

しかし、成立した番号法及び政府の説明では、マイナンバー制度の目的は「公平・公正な社会の実現」「行政の効率化」「国民の利便性の向上」とされ、自己情報をコントロールできる社会の実現は忘れ去られています。

制度創設の趣旨とかけ離れた制度に拡大していくマイナンバー制度を、自己情報コントロール権を保障する制度に改めてほしいと、2015年12月1日の提訴以降、9年間原告として願ってきました。しかし東京高裁の判断は、憲法13条が保障するのは個人情報のみだりに第三者に開示・公開されない自由と解することにとどまっています。

最高裁判所には、政府が個人情報の共有と利活用を飛躍的に進めようとしている今だからこそ、基本的人権を守るために、個人情報の取得・収集—保管—利用・提供—廃棄について自己決定の権利を認める判断を切に求めます。

(2) マイナンバー制度に対しては、政府もその危険性として「マイナンバーを用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が外部に漏えいする」「マイナンバーの不正利用等により財産その他の被害を負う」「国家により個人の様々な個人情報がマイナンバーをキーに名寄せ・突合されて一元管理される」などを認識し、「社会保障・税番号大綱」では、そのために「民主主義の危機をも招くおそれがあるとの意見があることも看過してはならない」と述べつつ、制度的・システムの保護措置により現実的な危険にはならないと裁判で主張してきました。

2023年3月9日の最高裁判決では、マイナンバー制度が個人番号の利用範囲を社会保障・税・災害対策に類する法令・条例で定められた事務に限定していることや、特定個人情報の提供を法で制限列挙した例外事由に該当する場合のみに認めていることなど保護措置が講じられていることを理由の一つとして、マイナンバー制度を合憲と判断しています。

ところが最高裁判決の直後の2023年6月2日に、個人番号の利用範囲を社会保障・税・災害対策以外に広げるとともに、番号法で認められた利用事務に「準ずる事務」にも利用を認め、さらに提供事務を定めた法別表第二を廃止して利用事務であれば提供を認めるとい

う、マイナンバー制度の保護措置を損なう改正番号法が成立しました。

控訴審結審後のこの重要な法改正を受けて、2023年6月15日に東京高裁に口頭弁論再開申立を行いました。再開されることなく2024年3月25日に最高裁判決を踏襲した判決がありました。東京高裁判決では弁論再開しなかった理由として「未施行の同部分を施行するために必要な法令等が全て公布されたとも認められない現時点で、その合憲性を的確に審理・判断することは困難」としています。

この最高裁判決と法改正後に、最高裁判所は2024年4月10日に金沢訴訟、同年5月8日に大阪訴訟に対して上告棄却・上告不受理の決定をし、法改正をふまえた合憲性についての判断を行っていません。しかし施行のための命令等が2024年5月24日に公布され、個人情報保護委員会の規則・指針は同5月27日に公布されています。合憲性を審理することは可能になっており、最高裁判所が法改正をふまえた審理をされるよう改めて求めます。

(3) 私は2019年6月25日の東京地裁における本人尋問で、自治体職員として従事した経験から、マイナンバー制度の立法目的とされる行政事務の効率化、公正な給付と負担、国民の利便性の向上が、実際にはあまり役立っていないことを陳述しました。

しかし2020年2月25日の東京地裁判決では、指摘した事実は認めつつ現時点では制度導入から年月が浅く制度が過渡的状況にあるためとして、立法目的が正当であることを否定するものではないと判断し、東京高裁判決もそれを踏襲しました。

ところが2024年5月15日に会計検査院が報告した「マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況について」では、調査した全手続き1258件のうち利用自治体0%が485手続(38.5%)、10%未満が649手続(51.5%)と計9割もあり、陳述で指摘したようにごく一部の事務でしか利用されていない実態を明らかにしています。2015年にマイナンバー制度がはじまって10年経過しており、もはや「過渡的状況」とは言えません。

しかもこの会計検査院報告では、利用されない原因は「適時に最新情報を取得できない」など制度の仕組みにあり、利用されていない実態を関係省庁が十分に把握していなかったことを指摘しています。裁判で国側は実態を知らぬまま、活用されていると事実に基づかない主張してきたこととなります。

最高裁判所が、マイナンバー制度の実態をふまえた審理を尽くされることを求めます。

(4) 2023年3月9日の最高裁判決後、マイナンバー制度のさまざまなトラブルが顕在化しました。とくにマイナ保険証等の「紐付けトラブル」は、個人情報と正確に照合するという制度の基本的な目的が実現できていないことを示しています。その結果、別人の医療保険資格や医療情報が表示されるという、実害も発生しています。

控訴審判決はこれらトラブルを人為的ミスとしていますが、間違った紐付けが行われる可能性は、すでにマイナンバー制度の構築にあたって2011年に総務省の有識者検討会（住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会）の「中間論点整理」が指摘していたように仕組みに起因しており、情報システム学会が2023年10月10日の「マイナンバー制度の問題点と解決策」に関する提言で指摘するように、性急に制度実施を進めた結果です。

最高裁判所が、法制度上の仕組みやシステム技術上の措置の不備によって「トラブル」が生じていることをふまえた判断をされるよう求めます。